

## 江戸川区庁内内線網におけるFMCサービス提供環境構築業務委託仕様書

### 1 業務件名

江戸川区庁内内線網におけるFMCサービス提供環境構築業務委託

### 2 業務概要

本区は新庁舎への移転を契機とした新たなワークスタイルとして、これまでの固定電話に縛られた座席配置から、業務の生産性の向上や職員の意識・意欲の向上、縦割り打破と連携意識の醸成を目的としたフリーアドレスの導入、さらにはテレワークの推進など、様々なワークスタイルに応じた柔軟性が求められている。

こうした状況を踏まえ、本区庁内内線電話としての利用も想定したスマートフォン（以下「FMC端末」という。）を導入し、ワークスタイル変革に向けてさらなる取組を進める必要があることから、本庁舎などにおける庁内内線網において、FMC端末を内線電話機として利用するためのサービス（以下「FMCサービス」という。）提供に必要な回線などの環境構築やサポート体制の構築を委託するものである。

### 3 業務履行期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

### 4 履行場所

東京都江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所本庁舎他

- (1) 江戸川区役所本庁舎
- (2) 江戸川区役所第二庁舎
- (3) 江戸川区役所第三庁舎
- (4) 江戸川区役所第三庁舎別館
- (5) 江戸川区役所分庁舎

※ 上記は、FMCサービスの提供に係る主たる利用施設を表すもので、FMCサービスの利用エリアを制限するものではない。

### 5 前提条件

本業務の履行に当たっての前提条件は、次のとおりとする。

- (1) 区役所本庁舎に設置される庁内PBXと接続し、FMCサービスを含めた庁内内線網を構築すること。
- (2) FMCサービスの利用料は、別途携帯回線契約により端末レンタル料等を一括し、月々の携帯電話使用料として請求すること。

### 6 業務内容

本業務において、次の各作業を行うこととする（各作業の詳細は、次項以降を参照すること。）。

- (1) FMCサービス環境構築作業  
FMC端末による内線電話網の構築作業を行う。
- (2) 庁内内線網との接続環境構築作業  
上記(1)と庁内内線網を構築する庁内PBXとの接続に係る回線、ゲートウェイ等のネッ

トワークの機器調達及び設定作業を行う。

- (3) FMC端末の調達  
上記(1)の環境で利用するFMC端末の調達(レンタル機)を行う。
- (4) MDM(Mobile Device Management)の導入  
上記(3)で調達するFMC端末の管理方法を確立する。
- (5) FMCサービスサポート体制の構築  
FMCサービスの提供に係るヘルプデスク、障害窓口等のサポート体制を構築する。

## 7 基本仕様

6の(1)～(5)で実施する内容について、次の要件を満たすこと。

- (1) FMC端末により、外線への架電だけではなく、FMC端末間及び庁内PBXを通じた他拠点の内線電話間での内線通話及び内線転送ができること。
- (2) FMC端末から直接1XY特番(104、110等)に架電できること。
- (3) 庁内PBXと連携して、固定電話回線への着信をピックアップできること。
- (4) 庁内PBXと連携して、本区が有する固定電話回線の電話番号から架電ができること。なお、外線と内線のキャリアが異なる場合、総務省の「なりすまし防止における措置」を講じること。
- (5) 庁内各部署の内線及び外線並びにFMC端末の内線及び外線の一覧を保有できる電話帳の機能を有すること。
- (6) 電話帳データは、人事異動、組織変更等があった場合に、簡易に変更できること。
- (7) 電話帳データの変更は、FMC端末に反映できること。
- (8) 法令及び各社が定める提供基準に従って、災害時優先電話として使用できること。

## 8 FMCサービス内容

- (1) 携帯電話事業者の提供する回線を使用したFMC端末間によるFMC内線網を構築すること。
- (2) FMC端末間の発着信では、原則として同時通話数の制限がないこと。
- (3) 庁内内線網との接続及び連携機能を有すること(次項「9 庁内内線網との接続」も参照すること。)
- (4) FMC内線網及び庁内内線網それぞれから相互に内線転送ができること。
- (5) 本サービスにおいて、FMC端末からの外線発信は、庁内PBXに収容された固定電話番号(0AB～J番号)経由の送出のみに制限できる機能を有すること。ただし、緊急通報(110/118/119等)についてはこの限りではないことに加えて、回線ごとに設定可能であること。
- (6) FMC内線網の番号計画は、庁内内線網の既存番号計画を基本とした連携を行える番号方式によるものとする。

## 9 庁内内線網との接続

- (1) 庁内PBXの型式：日立製CX-01V2
- (2) アクセス回線等
  - ア 専用回線網を介し庁内PBXへ接続及び連動をし、発着信を制御できること。
  - イ 庁内PBXとの接続方法はPRI方式を原則とし、他の接続方法を採用する場合は協議すること。
  - ウ 庁内PBXとの同時23ch以上の発着信が可能であること。また、将来の拡張性を持たせること。

エ 当該回線の調達は本業務に含むこと。

(3) 必須連携機能

ア 庁内PBX配下の固定電話への着信をピックアップできること。

イ 庁内PBXに收容された固定電話回線（0AB～J番号）を捕捉して発信できること。

(4) 既存保守業者との調整

実施に当たっては、江戸川区既存のPBX保守業者と十分な調整の上、業務を行うこと。

10 FMC端末の調達・機能

(1) 機器調達

ア 台数 150台

イ 調達方法 レンタル（月額）

ウ 端末保障 紛失、破損、故障時の保障付き

エ 処理能力 WEB会議（別途区で調達）利用に支障がないこと（Zoom、MicroSoft Teams、Webex等）。

オ 契約期間 端末の契約期間は36か月とすること。

(2) 端末仕様

以下の要件を満たすものとする。なお、要件の名称等が異なる場合であっても、その内容を満たすものであれば可とする。

項目	要件
通信規格	5G／4G LTE対応
ディスプレイ	約6インチ以上
バッテリー容量	約5,000mAh以上
OS	Android14以降又はiOS17以降
CPU	オクタコア（8コア）以上、2.0GHz以上
RAM／ROM	4GB以上／64GB以上
生体認証	指紋又は顔認証
付属品	ケース、画面保護フィルム、充電ケーブル、USB充電器（ACアダプタ）

(3) 必須アプリ、機能等

ア カメラ

イ インターネットブラウザ（フィルタリング機能含む。）

ウ 電子メール

エ 電話帳（クラウド）

※ 組織用及び個人用の設定

(4) 追加予定アプリ（別途区で調達）

ア WEB会議アプリ

イ チャットアプリ

(5) 端末稼働・納品スケジュール

導入するスマートフォンは、導入部署の決定に合わせて順次稼働することとする。納品時期については、別途調整する。

## 11 MDMの機能

- (1) 端末機能に以下の制限をかけられること。また、遠隔で設定を変更できること。
  - ア 画面ロックパスワードの強制化
  - イ 指定外アプリのインストール制限
  - ウ USBによるPCとの接続制限（充電を除く。）
  - エ Wi-Fi、Bluetooth等による接続制限
  - オ 外部ストレージの使用制限
  - カ テザリングの禁止
  - キ ユーザーによる端末初期化の禁止
  - ク その他FMCサービス運用に支障のある設定変更の禁止
- (2) 指定アプリを利用者の操作なしにMDMから配付可能であること。
- (3) 利用者は管理者が許可したアプリを自主的にインストール可能であること。
- (4) 端末紛失時の端末内情報の漏洩対策を講じること。
- (5) MDMの初期設定は受注者が行うこと。

## 12 電波改善対応

- (1) モバイル通信サービスの利用に支障が生じる場合は、速やかに改善計画（提案）を立案し、その説明を行うこと。また、改善計画の実施については、受注者の費用負担として行うこと。対策方法は、発注者と協議の上、最適な方法を用いて実施すること。
- (2) 調査及び改善対応は、業務への影響を最小限として、事前に影響範囲を通知すること。また、電波改善工事を行う際、粉塵等による感染対策（養生及び迅速な清掃等）を実施すること。

## 13 FMCサービスのサポート体制

- (1) サポート対応時間
  - ア 緊急時の端末初期化及び回線利用停止 24時間365日終日
  - イ その他対応 平日 9時～17時30分
- (2) サポート内容（ヘルプデスク）
  - ア 緊急時の端末初期化（遠隔）及び回線利用停止
  - イ 端末紛失時の代替機の手配（調達、SIM再発行、納品等）
  - ウ 端末紛失及び故障時の代替機のキッティング
  - エ 端末の操作説明（追加アプリを除く。）
  - オ FMCサービス全般に係る障害窓口
- (3) サポートは電話連絡及び電子メールによる受付とする。
- (4) サポート窓口について、体制図を提出すること。

## 14 支払い条件及び回線契約

- (1) 環境構築（本業務）に係るもの（導入時における端末のキッティング費用等も含む。）業務履行完了後に一括支払いとする。
- (2) 回線使用及びFMCサービス提供に係るもの
  - ア 利用実績に基づき月額支払いとする。
  - イ 月々の請求は一括とする。

- (ア) 基本使用料（回線）
  - (イ) 通話料（1回線当たり20分程度の無料通話）
  - (ウ) データ使用料（制限2GB以上）
  - (エ) 端末レンタル料
  - (オ) キット料（追加、紛失、故障対応等必要に応じて請求）
  - (カ) FMCサービス利用料（ヘルプデスクに係る内容含む。）
  - (キ) アクセス回線使用料（庁内PBX接続回線）
  - (ク) その他必要な項目（ユニバーサルサービス料等）
- (3) 上記（2）に係る内容は、本業務の構築内容に基づき別途随意契約により締結することとする。

## 15 その他

- (1) 本業務を履行するに当たり必要な発注者が保有する情報は、発注者が妥当と認める範囲で提供する。また、発注者が提供した情報は、業務完了の際に納品物と共に返却することとする。
- (2) 発注者の条例、規則等を遵守し、発注者にとって適切なサービスが提供できるよう、発注者の立場に立ち業務を履行することとする。また、必要な事項については、積極的に提案を行うこととする。
- (3) 業務に着手する時点で体制図を提出し、随時、最新版に更新を行うこととする。
- (4) 業務の実施に関して、本仕様書に定めのない事項及び仕様変更が生じた際は、別途協議の上、定める。
- (5) 業務の全部を再委託することは不可とする。

## 16 機密保持

- (1) 受注者は、業務の履行に当たり知り得た個人情報、機密に属する情報、業務履行に当たり発注者が提供する情報等を、受注者の担当外部部門、連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは業務完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、この契約を履行する受注者の社員その他の者に、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずることとする。
- (3) 受注者は、業務を処理するために発注者が提供した情報を、発注者の許諾なくして複写又は複製してはならない。
- (4) 受注者は、業務の履行に必要な受託業務の内容を他の用途に使用してはならない。
- (5) 受注者は、業務の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。